

全生指発第 1522 号
令和 4 年 1 月 28 日

(公財) 都道府県生活衛生営業指導センター
理 事 長 殿

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理 事 長 田 中 秀 樹
(公印省略)

消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について（協力依頼）

平素は、当指導センター事業の実施にあたりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行入されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除のためにはインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和 3 年 10 月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となるといった変更点があります。

そのため、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、別添のとおりご協力をお願いいたします。

つきましては、貴指導センターにおかれましては、生衛組合等に対する周知について宜しくをお願いいたします。

記

<制度に関する各種ご案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/inv_oice.htm

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

以上

【本件に関する問合せ先】

(公財)全国生活衛生営業指導センター

担当：指導調査部

T E L : 03-5777-0341

F A X : 03-5777-0342